

(法第10条第1項第7号関係「設立当初の事業年度の事業計画書」)

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から 令和8年 12月 31日まで

特定非営利活動法人地域みらい人財共創センター

1 事業実施の方針

この法人は、高校生を中心とした若者に対し、学び・交流・社会参画の機会を提供することで、主体性や課題解決力を育むことを目的として事業を実施する。

設立初年度においては、これまで任意団体として行ってきた高校生主体のイベント活動を継続するとともに、新たに放課後学習スペースの運営を開始し、日常的に利用できる居場所づくりを進める。

また、地域団体・企業・教育機関等との連携を図りながら、探究活動支援や地域活性化に関する事業を実施し、若者の社会参画機会の拡大を目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位： 千円)
① 放課後学習・居場所運営事業	高校生が放課後に安心して利用できる学習・交流スペースを運営し、自習環境の提供、進路相談、探究活動の支援、高校生同士の交流機会の創出等を行うことで、安心して学び、挑戦できる居場所づくりを推進する。また、活動内容や成果について情報発信を行い、利用促進や地域への周知を図る。	(A) 平日週2回、土日 (B) 大分市コワーキングスペース (C) 3名	(D) 大分県内の高校生を中心とした若者 (E) 延べ100名	500千円
② 若者の社会参画推進事業	高校生が主体となって企画・運営を行うイベントや交流事業、探究活動、ワークショップ、講演会等を実施するとともに、高校生が学びや活動の成果を地域に向けて発表・発信する機会を創出し、社会課題や地域課題について学び、自ら考え、挑戦する機会を提供することで、若者の主体性や社会参画意識の向上を図る。また、活動内容や成果について積極的に情報発信	(A) 月1回～2回 (B) 大分市内イベント会場、公共施設等 (C) 3名	(D) 大分県内の高校生および、地域住民 (E) 延べ500名	250千円

	を行い、若者の挑戦を広く発信する。			
③ 企業 地域 連携推進 事業	企業、地域団体、自治体、教育機関等と連携し、企業訪問、職業体験、共同企画、地域イベント等を実施することで、高校生と地域社会とのつながりを創出するとともに、地域課題の解決や地域活性化に寄与する。また、連携事例や活動成果について情報発信を行い、地域や企業との継続的な協力体制の構築を推進する。	(A) 月1回～2回 (B) 大分県内企業、大分市弁天コワーキングスペース、公共施設等 (C) 2名	(D) 大分県内を中心とした、高校生、地域企業、地域団体、および地域住民 (E) 延べ50名	200千円

(2) その他の事業

実施予定無し。

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別表として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。